

〈緊急支援フェーズ〉 2020/4/10

新型コロナウイルス感染症対策に係る市長要望

《健康と医療》

◇感染の疑いを感じる方のための

「新型コロナウイルス外来」（仮称）等の設置

市内において感染経路不明者が増加していることから、新型コロナウイルスに感染した疑いのある方を専門に受け入れるため「新型コロナウイルス外来」等を設置すること。また外来等についてはオンライン診療についても検討すること。

◇必要とする方がPCR検査を受けられる検査体制の強化

国が民間検査機関の協力を得る形でPCR検査体制を強化する方針を示したことを受け、市独自の保障制度を設けるなど、民間機関が協力しやすい環境を整えるとともに、本市の検査体制のボトルネックになっていると考えられる検体採取体制強化に努めること。

※外来および検体採取体制の強化については、野外病院システムやトレーラーハウス等の利用も視野に入れること。

《教育と子育て》

◇市立小中学校における給食費の無償化

企業の業績悪化や学校休業など、各家庭の家計も深刻な影響を受けていることから、子育て世帯の家計を下支えする支援策として、市立小中学校に通う児童生徒の給食費やスクールランチ代について、学校再開ののち、当面の間、無償とすること。

◇就学援助が必要な世帯に対する昼食費支援

経済的理由によって就学が困難であり援助が必要な家庭である就学援助対象世帯に対し、休校中の給食費相当を「昼食費支援」として実施すること。

◇学習支援体制の早期確立

市立学校の休業延長にともない、学力の低下や教育の機会均等が脅かされる事態に保護者や学校関係者が心配していることを重く受け止め、子どもたちへの補習を充実させるなど、学業の回復を図る体制を早期に確立させること。
あわせてオンライン授業や、授業の動画配信など、ネット環境を通じた学習支援体制についても早期に検討すること。

◇学校休業にともなう修学旅行や野外教育への対応

学校休業にともなう修学旅行や野外教育については、児童生徒が悲しむことのないよう、決して中止することなく、延期等も含め日程調整に努めること。

◇市立大学における授業料の納付期限の延長

市立大学については全ての学生を対象に授業料の納付期限を延長すること。また納付期限の延長については問い合わせを待つことなく周知・広報に努めること。

◇市内在住世帯の高校・大学等の通学定期購入費用の特別補助

市内在住世帯における、高校や大学等に通う際の通学定期券購入費について、学校が再開されたのち、当面の間、購入費用を補助すること。

◇高校生・大学生のいる世帯への経済的支援

市内在住世帯における、高校や大学等に通う方の学資など、経済的な負担を軽減するため、臨時的な給付について検討すること。

◇医療的ケア児家庭への必要物資の支給

医療的ケア児家庭においては、医療機関から支給されるアルコール消毒液や、酒精綿、ゴム手袋など、ケアに必要な物品が枯渇している状況であるため、国および県と連携し、早急に各家庭に支給できるよう努めること。

《生活と経済》

◇市独自の給付金制度の創設

国が支給する「持続化給付金」や「生活支援臨時給付金」の対象とはならない世帯や中小企業・フリーランスを含む個人事業主に対し、市独自の給付金制度を創設すること。

◇生活困窮者支援の相談窓口の周知徹底

新型コロナウイルスの影響で生活不安を抱えている方々を早期に相談・支援に結び付けるため、生活困窮者自立支援制度の相談窓口（仕事・暮らし自立サポートセンター）の周知、および相談体制の強化に努めること。

◇各種保険料の納付が困難な方への減免の実施

新型コロナウイルスの影響で収入が減少した場合、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料を減免すること。

◇上下水道料金の減免を実施

現在の状況を自然災害と同等レベルととらえ、災害救助法等の適用時に準じる対応として、上下水道料金の一時的な減免を実施すること。

◇雇用と事業の継続を守るための相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染拡大防止にともなう様々な自粛の影響で発生している「雇止め」や「派遣切り」、「内定取り消し」により雇用が脅かされている方や、事業継続を諦めようとしている事業者に対して、国・県・市の各種制度のもと適切に相談に応じる窓口を設置すること。

◇小規模事業金融公社における金融対策

小規模事業者が資金を確保しやすくするため、国のセーフティネット保証や民間金融機関融資と同様に、市独自の施策として金融公社の実質無利子化と連帯保証人・担保不要の融資および保証料の免除など諸要件の緩和を行うこと。

◇休業要請にともなう介護保険サービス事業所への補償

南区および緑区の介護事業所に対し、14日間の休業要請が出されたことにより、報酬の減少など事業の停滞を余儀なくされたことから、事業所や従業員に対する補償について、市独自の支援策を直ちにとりまとめ実施すること。

《その他》

◇更なる情報発信について

感染拡大防止のための更なる情報発信に努めること。正しく恐れるため「知識のワクチン」を広げる取り組みや、視覚障がい者・聴覚障がい者および外国人などが情報を得やすくするための取り組みを行うこと。あわせてデジタル・デバイドの解消にも努めること。また、新型コロナウイルス感染拡大にともなう便乗詐欺が横行していることから、被害防止に取り組むこと。

◇国による「持続化給付金」「生活支援臨時給付金」を
早期に支給する体制の整備

国が支給する「持続化給付金」や「生活支援臨時給付金」について、迅速かつ感染拡大につながらない手法で支給する体制の整備に努めること。

◇市税の納付が困難な方への猶予措置や減免措置について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、企業活動や市民の雇用・所得環境に一層の厳しさが増す中、市税の納付が困難となった方への猶予措置や、所得が激減した方に対する市民税の減免措置について丁寧に対応するとともに、これらの措置を必要とする方々に確実に行き届くよう、十分な広報につとめること。

◇緊急事態宣言に対する市民への情報提供

本日、愛知県において発令となった「緊急事態宣言」を受け、本市において、何が、どうなるのか、速やかな情報提供に努めること。また市民や事業者からの問い合わせについても窓口を設けるなど丁寧な説明に努めること。

以上